○飯山市農村公園条例

平成５年９月27日条例第25号

改正

平成８年３月22日条例第６号

平成９年３月21日条例第１号

平成18年３月27日条例第７号

平成21年12月28日条例第27号

平成26年３月26日条例第１号

飯山市農村公園条例

（目的）

第１条　この条例は、市民の文化的生活の向上と福祉増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２の規定により、飯山市農村公園（以下「農村公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 飯山市菜の花公園 | 飯山市大字瑞穂495番１ |

（行為の制限）

第３条　農村公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(１)　競技会、展示会、音楽会、宗教的行事又は特定の集会その他これに類する催しを行うこと。

(２)　行商、募金、出店その他これに類すること。

(３)　業として写真等を撮影すること。

(４)　興業を行うこと。

(５)　その他市長が特に制限する必要があると認めたとき。

２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所及び施設、行為の内容その他市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３　市長は、第１項各号に掲げる行為が、農村公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

４　市長は、前項の許可に農村公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

５　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更する内容を市長に報告しなければならない。

（許可の取消し等）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、許可を取消し、原状回復又は農村公園から撤去を命ずることができる。

(１)　許可を受けないで第３条第１項各号に掲げる行為をしたもの

(２)　許可についての事項に違反したもの

(３)　偽りその他不正な手段により許可を受けたもの

（行為の禁止）

第５条　農村公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(１)　農村公園の施設を損傷し、又は汚損すること。

(２)　樹木を損傷し、又は植物を採取すること。

(３)　鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(４)　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(５)　土地の形質を変更すること。

(６)　風紀及び秩序を乱し、公益を害すること。

(７)　その他市長が不適当と認めること。

（使用料）

第６条　農村公園において、許可を受けて第３条第１項各号に掲げる行為をしようとするものは、別表に定める使用料を納めなければならない。

（使用料の減免）

第７条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理等）

第８条　農村公園のうち飯山市農村広場（以下「農村広場」という。）の管理は、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

２　指定管理者は、次に掲げる農村広場の管理に関する業務を行うものとする。

(１)　第３条に規定する行為の制限、第４条に規定する許可の取消し等その他使用許可に関する業務

(２)　第６条に規定する使用料の徴収、前条に規定する使用料の減免その他使用料の徴収に関する業務

(３)　農村広場及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(４)　前３号に掲げるもののほか、農村広場の運営に関して市長が必要と認める業務

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、農村公園の管理及び運営等について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月22日条例第６号）

この条例は、平成８年５月１日から施行する。

附　則（平成９年３月21日条例第１号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月27日条例第７号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成21年12月28日条例第27号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年１月１日から施行する。

附　則（平成26年３月26日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

２　次項から第10項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

(１)～(12)　略

(13)　第12条の規定による改正後の飯山市農村公園条例別表の規定　行為の許可

(14)～(25)　略

（別表）（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 公園の名称 | 使用料の額 |
| 飯山市菜の花公園 | １日につき　　　　　　　　　　　　　　　520円 |

（備考）　飯山市菜の花公園のうち、ステージ又は照明装置（電源を含む。）を使用する場合については、それぞれ４時間を単位として上記の使用料に520円を加算する。